

高森台自主防災会規約

(令和6年4月改正版)

(名称)

第1条 本会は、高森台自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、高森台自治会会則（令和6年（2024年）4月改正版）第50条第1項に基づき、自治会員の相互の精神に基づく自主防災活動を行うことにより、近隣の実情を把握するとともに、地震、風水害等（以下「地震等」という）の災害による会員の被害防止及び軽減を図り、会員の安全を図ることを目的とする。

(本部)

第3条

1. 自主防災会本部を会長宅に置く。
2. 大災害発生時、自主防災会本部を高森台児童館に移動する。高森台児童館に災害が及ぶ場合においては、広域避難場所である緑台小学校に移動し、救援、避難等の対策をとる。

(区域)

第4条 本会は、次の者等をもって組織し、組織表及び名簿を年次定期自主防災会総会で承認するものとする。

1. 会長 1名（自治会長）
2. 副会長 2名以上 『自治会副会長1名以上及びボランティア副会長1名以上』
3. 事務局 自治会防災部が事務局を務め、自主防災会行事の企画立案等を担当する。
4. 本部班 自治会本部役員、民生委員、ボランティア員等で、情報連絡班、安否集計・避難誘導班、消火&救出・救護班、防犯班等の班業務を担当する。
5. 地区班 自治会班長および近隣防災グループリーダー（正・副）で編成する。
近隣防災グループ正リーダーは、毎年各班より選出し、副リーダーは、原則として前年度の正リーダーが務める事で、正リーダーのサポートとノウハウ継承を図っていく。

6. 生活支援班

高森台児童館に一次避難所を開設した場合に、設営（市委嘱員、長寿会）、給水・給食（ミニサロン、子ども会）、児童館管理（児童館指導員）、運営（本部指揮班のもと、ボランティア員を含む全役員）等を分担して行う。

7. ボランティア役員

- 1) 前年度の自治会役員は、本部役員は本部班、班長は地区班をボランティア役員として務め、新年度役員をサポートとノウハウ継承を図る事を原則とする。

2) その他下記ボランティアの方は、自主防災会の役員依頼に協力すること。

(ボランティア)

- 1) 救護・介護等に関する知識を有する者
- 2) 市主催自主防災組織リーダー研修修了者
- 3) 児童館を定期的に利用する各サークル活動代表者
- 4) 自治会推薦による伊勢原市委嘱委員
- 5) 自治会との協力団体代表者
- 6) 自治会本部役員及び班長経験者
- 7) その他自主防災活動に有益と会長が認めた者

(任期)

第5条 会員の任期は次のとおりとする。

尚、本会の定期総会から次年度定期総会までを年度の任期とする。

(自治会)

1. 自治会役員は在任中とする。

(ボランティア)

2. ボランティア副会長の任期は定めないが、本人からの申告により任期満了とする。
ただし、最低1名は、在任すること。
3. 市委嘱委員及び各団体の代表者はその在任中は会員とする。団体に所属しない一般ボランティアの任期は定めない。本人からの申告により任期満了とする。

(活動)

第6条 自治会防災部は、自主防災会の事務局を担当し、活動の立案、調整等を行う。

活動の実施に際しては、随時会長及び関係役員と連携し、次の活動をする。

主な活動例としては、

1. 年に1回以上部会を開き、防災に関する問題点を検討する。
2. 防災訓練を行う。
 - (1) 自治会、長寿会、ミニサロン、子供会等と共同して避難訓練をする。
 - (2) 部員は、応急処置を学んでおく。
 - (3) 消火器の位置、取扱を自治会員に周知させる。
 - (4) その他必要と思われること。
3. 緑台小学校に避難する場合を想定し、避難路の危険箇所、要注意部分を定期的に調査し、予想される各種障害に対し、より安全な避難路、避難方法がとれるようにしておく。
4. 1人暮らし、または老人のみ、身体の不自由な人、重篤な症状に移行すると考えられる慢性疾患を有する人等の把握。民生委員と協力し、災害時要援護希望者をサポートできる体制を作っていくこと。
5. 当地区内の危険箇所の把握（避難路以外）

6. 防災に必要な資材の購入、保管。
7. 防災意識の啓発、および広く防災訓練への参加者を募る。
8. その他防災に関すること。

(災害発生時の処置)

第7条

<高森台自主防災会の基本的対処方針>

1. 伊勢原市役所からの防災無線放送または避難指示情報を受けてからの対応とする。
2. 本部指揮班（会長、副会長、班員）、事務局、情報連絡班、民生委員、協力団体代表者（長寿会、ミニサロン、子ども会）等が自宅の安全を確認した後、速やかに高森台児童館に集合し、対応を協議する。
3. 協議結果に基づき、他の役員集合等の必要な指示を出し、役割表にそった活動を行う。

<伊勢原市の行動基準>

1) 地震の場合

伊勢原市で震度4以上を観測した場合および緊急地震速報で、震度5弱以上を受信した場合に、防災無線放送がされる。

2) 風水害の場合

防災無線放送の他に、多くのアプリで情報発信される。台風や大雨が接近する可能性がある時は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住されている方を対象に情報発信される。『レベル3：高齢者等避難 レベル4：避難指示 レベル5：緊急安全確保』

(総会)

第8条 総会は第4条に定める組織員等で構成し、毎年1回会長が招集し、規約、予算、事業計画について審議する。

(議事録)

第9条 前条の総会については、議事録を作成する。また、定期的に議事の抄録を自治会員に知らせ、防災活動の周知徹底を図る。(高森台だより等による)

(会計)

第10条 本会の経費は、自治会費をもって運用する。

(その他)

第11条 この規約に定められていない事項は、高森台自治会および自主防災会で協議決定するものとする。

- 2 この規約の改廃は、高森台自治会会則第50条第2項による。

付則

(施行期日)

第1条 この会則は平成10年(1998年)6月6日から実施する。

第2条 この会則の実施の日に従前の高森台自治会自主防災部設置に関する細則
(平成7年(1995年)6月3日実施)は廃止する。

(施行期日)

第1条 この規約は平成11年(1999年)5月29日から実施する。

(施行期日)

第1条 この規約は平成16年(2004年)6月19日から実施する。

(施行期日)

第1条 この規約は平成19年(2007年)4月1日から実施する。

(施行期日)

第1条 この規約は平成29年(2017年)5月21日から実施する。

(施行期日)

第1条 この規約は令和6年(2024年)4月21日より実施する。

(会則改正に伴い、条文等追加、修正)